

自動車リサイクル制度に関する当会の取組みについて

令和2年9月30日

一般社団法人全国軽自動車協会連合会

I. 当連合会について

1. 社名 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
2. 設立 昭和42年1月30日(社団法人)
平成25年3月21日(一般社団法人)
3. 会員 正会員：銘柄別販売店会12団体 都府県地区軽自動車協会
53団体
特別会員：軽自動車及び二輪車の製造業者10社
4. 事業目的 四輪車等の軽自動車について、盗難、詐欺等による不正な届出、検査申請等を防止し、適正な届出、検査申請等の遵守及び流通改善を図るとともに、軽自動車に係る安全確保及び環境保全並びに利用環境の改善により普及を図り、もって国民生活の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

Ⅱ. 当連合会の取組みについて

1. 各都道府県地区軽自動車協会会員ディーラーへの周知

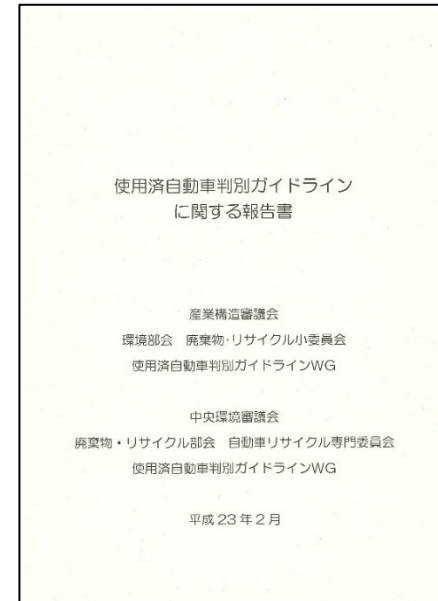
(1) 自動車リサイクル制度の周知（リサイクル制度開始時）

- ① 各都道府県地区軽自動車協会を通じて、経済産業省・環境省・JARCが開催する法制度説明会への会員ディーラーの参加の呼びかけ。
- ② リサイクル法施行に当たって、経済産業省・環境省・JARCからの各種通知・資料を、各都道府県地区軽自動車協会に展開し、軽自動車協会会員ディーラーへの周知。

(2) 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の通知

- ① 各都道府県地区軽自動車協会の専務理事会議で報告書について説明するとともに、会員ディーラーへの周知を要請。

- ② 引取業者である自動車ディーラーには所有者への適切な情報提供及び書面による所有者の意思確認が期待されている点について、各都道府県地区軽自動車協会に文書で通知し、軽自動車協会会員ディーラーへの周知を実施。



2. 軽自動車協会会員ディーラーの活動状況

- (1) 各軽自動車協会会員ディーラーは、新車販売時に J A R C 資料等により自動車リサイクル法の趣旨をユーザーに説明するとともに、J A R C からの委託にもとづき、リサイクル料金の収受及びリサイクル券の発行を実施。

- (2) 使用済自動車の引取時には、「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」により、車両本体の経済的価値・預託金・自動車諸税等の還付・返戻について、自動車所有者に対し、以下の説明等を行っている。
- ① 車の査定価格等を説明し、使用済自動車として処分する場合と下取車（中古車）として扱う場合との価格、費用等どちらが得かを選択していただく。
 - ② リサイクル料金の内容、使われ方について、リーフレット等を用いて説明し、最終所有者の負担である旨等を理解していただく。
 - ③ 自動車諸税、自賠責についても還付、返戻等に関し、なるべく詳細な金額を案内できるように商談時に説明し、下取りか使用済自動車かを判断できるようにしている。

- ④ 車両を使用済自動車として引取る場合には、引取書類に本人の確認のサイン及び捺印をもらっている。